算式の符号

［略］

α　0.81

［二・三　略］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十二条　［略］

２　土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

［｛（$A_1 \times B_1$）＋（$A_2 \times B_2$）＋（$A_3 \times B_3$）＋（$A_4 \times B_4$）＋（$A_5 \times B_5$）－C｝×0.014－D－（E－F＋G＋H）］×0.7395

算式の符号

［略］

C　地方税法第351条の規定に該当する法定免税点未満のものの額、同法第349条の3第9項、第11項、第18項、第21項、第22項、第25項、第30項及び第33項、第349条の3の2、第349条の3の3、附則第15条第13項、第21項、第24項、第37項、第38項、第39項、第42項、第43項、第44項、第47項及び第48項、第15条の2第2項、第15条の3第1項、第16条の2第1項、第2項、第6項及び第7項、第29条の7第2項並びに第56条第1項、第10項及び第13項、地方税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第27号）附則第6条第9項、地方税法の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）附則第8条第8項、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第13条第9項並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号。以下「平成26年地方税法等改正法」という。）附則第12条第8項の規定に該当する課税標準の特例による減少額として総務大臣が調査した額並びに地方税法附則第18条、第19条、第19条の3及び第19条の4の規定に基づく特例による課税標準の減少額（ただし、同法附則第15条第38項、第39項及び第47項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、同条第38項に係るものにあつては二分の一、同条第39項及び第47項にあつては三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額

［略］

３　家屋に係る基準税額は、地方税法第四百二十二条の概要調書による市町村ごとの木造、非木造別の家屋の当該年度の単位当たり平均価格に、前年度の１月１日現在において家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されるべきであつた家屋の床面積の木造、非木造別の合計面積（同法第三百四十八条及び附則第五十五条第二項の規定に該当するものを除く。）をそれぞれ乗じて得た額から当該年度分の同法第三百五十一条の規定に該当する法定免税点未満のものの額並びに同法第三百四十九条の三第九項から第十一項まで、第十五項から第十八項まで、第二十項、第二十一項、第二十三項、第二十五項、第二十七項から第三十項まで、第三十二項及び第三十三項、附則第十五条第一項、第四項、第十三項、第十八項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十九項、第三十三項、第三十八項及び第四十八項、第十五条の二第二項並びに

算式の符号

［同左］

α　1.02

［二・三　同上］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十二条　［同上］

２　土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

［｛（$A_1 \times B_1$）＋（$A_2 \times B_2$）＋（$A_3 \times B_3$）＋（$A_4 \times B_4$）＋（$A_5 \times B_5$）－C｝×0.014－D－（E－F＋G＋H）］×0.73875

算式の符号

［同左］

C　地方税法第351条の規定に該当する法定免税点未満のものの額、同法第349条の3第10項、第12項、第19項、第22項、第23項、第26項、第31項及び第34項、第349条の3の2、第349条の3の3、附則第15条第13項、第20項、第23項、第24項、第27項、第43項、第44項、第45項及び第48項、第15条の2第2項、第15条の3第1項、第16条の2第1項、第2項、第6項及び第7項、第29条の7第2項並びに第56条第1項、第10項及び第13項、地方税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第27号）附則第6条第9項、地方税法の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）附則第8条第8項、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第13条第9項並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号。以下「平成26年地方税法等改正法」という。）附則第12条第8項の規定に該当する課税標準の特例による減少額として総務大臣が調査した額並びに地方税法附則第18条、第19条、第19条の3及び第19条の4の規定に基づく特例による課税標準の減少額（ただし、同法附則第15条第44項及び第45項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、同条第44項に係るものにあつては二分の一、同条第45項にあつては三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額

［同左］

３　家屋に係る基準税額は、地方税法第四百二十二条の概要調書による市町村ごとの木造、非木造別の家屋の当該年度の単位当たり平均価格に、前年度の１月１日現在において家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されるべきであつた家屋の床面積の木造、非木造別の合計面積（同法第三百四十八条及び附則第五十五条第二項の規定に該当するものを除く。）をそれぞれ乗じて得た額から当該年度分の同法第三百五十一条の規定に該当する法定免税点未満のものの額並びに同法第三百四十九条の三第十項から第十二項まで、第十六項から第十九項まで、第二十一項、第二十三項、第二十四項、第二十六項、第二十八項から第三十一項まで、第三十三項及び第三十四項、附則第十五条第一項、第四項、第十三項、第十八項から第二十五項まで、第二十七項、第二十八項、第三十項、第三十二項、第三十六項、第四十項及び第四十四項、第十五条の二第二項並びに